

廿日市市立大野東小学校教職員不祥事防止委員会設置要綱

(目的及び設置)

第1条 広島県教育委員会の不祥事根絶対策専門家会議の提言を受け、廿日市市立大野東小学校教職員の不祥事防止の徹底を図るため、廿日市市立大野東小学校教職員不祥事防止委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

(所掌事務)

第2条 委員会は、次の各号に掲げる事項を行う。

- (1) 大野東小学校教職員（以下「教職員」という。）による不祥事の発生防止に係る調査、研究等に関すること。
- (2) 教職員に対する不祥事の発生防止策の周知、情報の提供、啓発等に関すること。
- (3) 教職員の不祥事防止に係る教育活動上の課題や目標等の周知、防止策の立案等に関すること。
- (4) 前各号に掲げる事項のほか、委員会が必要と認める事項に関すること。

(組織)

第3条 委員会は、委員長、副委員長及び委員をもって組織する。

- 2 委員長は校長を、副委員長は教頭をもって充てる。
- 3 委員は、次に掲げる者をもって充てる。

- (1) 主幹教諭 (2) 教務主任 (3) 生徒指導主事 (4) 研究主任 (5) 保健主事
- (6) 事務主任

(委員長)

第4条 委員長は、会務を主宰する。

- 2 委員長に事故があるときは、副委員長がその職務を代理する。

(会議)

第5条 委員会は、原則年4回開催する。ただし、委員長が必要であると認めるとき、委員会を開催することができる。

- 2 委員会の会議は、委員長が招集し、議長となる。
- 3 委員は、事故等により出席できないときは、代理の者を出席させることができる。

(意見等の聴取)

第6条 委員会において必要があると認めるときは、関係職員及び関係者の出席を求め、意見又は説明を聴くことができる。

(秘密の遵守)

第7条 委員長、副委員長及び委員は、委員会の会議等で知り得た秘密を漏らしてはならない。

(庶務)

第8条 委員会の庶務は、主幹教諭が処理する。

(その他必要な事項)

第9条 この要綱に定めるもののほか、委員会の運営に関して必要な事項は、委員長が定める。

附 則

(施行期日)

- 1 この要綱は、平成23年4月1日から施行する。
平成28年4月1日より一部改正して施行する。
令和7年4月1日より一部改正して施行する。